

就学前教育・保育施設における教育用 アプリケーション権利使用許諾提案依頼用仕様書

1 業務委託名

就学前教育・保育施設における教育用アプリケーション権利使用許諾

2 業務の目的

新たに教育用アプリケーションを就学前教育・保育施設における活動に活用し、今後さらに必要となる非認知能力※の育成を行うため。

※ 平成29年厚生労働省告示第117号保育所保育指針第4（1）育みたい資質・能力（ウ）に規定するもの（例「意欲」、「協調性」、「忍耐力」、「自律力」、「コミュニケーション力」など）。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

i P a d（最小5台）上で動作し、幼児が利用する教育用アプリケーションの使用許諾及び活用支援

5 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

6 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (4) 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）及び同条例施行規則（平成16年芦屋市規則第41号）
- (5) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- (6) 芦屋市における障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (7) その他業務の履行に必要とされる関係諸法令

7 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上